

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する刺網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 6 年 7 月 5 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶 の 総 トン 数	推 進 機 関 の 馬 力 数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用するもの）	177 隻（者） 以下	—	—	規則別表第 1 に掲げる区域（琵琶湖大橋堅田行き車線の車線区分線から両側へ 200 メートルの距離の線と湖岸線によって囲まれた区域を除く。以下同じ。）	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（荒目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	12 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用するもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者
刺網漁業（細目小糸網）（動力漁船を使用しないもの）		—	—	規則別表第 1 に掲げる区域	周年	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 6 年 7 月 5 日から令和 6 年 8 月 5 日まで